


平成29年度

事業概要



 泉佐野市田尻町清掃施設組合



目 次

第1章 泉佐野市田尻町清掃施設組合の概要	1
1. 設立の趣旨及び目的	1
2. 立地概況	1
3. 組織	2
第2章 施設の概要	3
1. 第一事業所	3
(1) 施設概要	3
(2) 施設配置図	3
2. 第二事業所	4
(1) 施設概要	4
(2) 施設配置図	4
第3章 し尿処理事業	5
1. し尿処理の状況	5
2. し尿処理の内容	5
(1) し尿処理の状況	5
(2) 薬品・電力・灯油使用量	6
(3) し尿処理に係る水質データ	6
(4) し尿処理フロー図	7
第4章 ごみ処理事業	8
1. ごみ処理の状況	8
2. ごみ処理の内容	8
(1) ごみ分別処理フロー図	8
(2) ごみ搬入量の推移	9
(3) ごみ資源化の推移	10
(4) ごみ処理に係る薬品使用量	11
(5) ダイオキシン類測定分析結果	12
(6) 焼却炉運転に係る光熱水使用量	13
(7) ごみ焼却処理、破碎処理フロー図	14
第5章 予算及び決算	15
1. 平成29年度一般会計決算	15
(1) 歳入	15
(2) 歳出	16
2. 平成30年度一般会計予算	18
(1) 歳入	18
(2) 歳出	19
参考 泉佐野市田尻町清掃施設組合格約	20

第1章 泉佐野市田尻町清掃施設組合の概要

1. 設立の趣旨及び目的

一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2（市町村の処理）で、「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。」と規定されています。

泉佐野市田尻町清掃施設組合は、泉佐野市と田尻町が処理すべき行政事務の内、じんかい焼却場及びし尿処理場の設置、管理及び経営についての事務を共同処理することを目的として、地方自治法第284条第2項の規定に基づき、昭和40年5月24日に設立された地方公共団体の組合（一部事務組合）です。

2. 立地概況

○ 人口及び世帯数

	平成30年3月31日		平成29年3月31日		平成28年3月31日		平成27年3月31日	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
泉佐野市	46,305	100,615	45,798	100,767	45,302	100,934	44,778	101,221
田尻町	3,938	8,493	3,977	8,528	3,814	8,356	3,832	8,400

* 田尻町は翌月1日の数値

○ 組合関係行政区域（平成30年3月31日）

泉佐野市域 … 56.51 km²
田尻町域 … 5.62 km²

○ 第一事業所（し尿処理施設）

所 在) 大阪府泉佐野市6780番地
し尿処理施設) 着工：昭和52年2月3日 竣工：昭和54年9月30日

○ 第二事業所（一般廃棄物焼却施設、破碎施設）

所 在) 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺290番地1
焼却施設) 着工：昭和58年2月8日 竣工：昭和61年3月31日
破碎施設) 着工：昭和57年7月5日 竣工：昭和58年3月31日

3. 組織（平成30年3月末現在）

○ 機構

管理者	泉佐野市長	
副管理者	田尻町長	
会計管理者	泉佐野市会計管理者	
組合議会議員	泉佐野市選出市議会議員	6名
	田尻町選出町議会議員	4名
監査委員	識見を有する者	1名
	議会選出	1名
公平委員会委員		3名

○ 事務局及び運営管理体制

(1) 事務局	事務局長	1名
	事務局次長	1名
	参事	1名
	主幹	1名
	主任	2名
	非常勤嘱託員	1名
	臨時嘱託職員	1名

(2) 第一事業所運転管理委託業者

所長	副所長	電気主任技術者（関西電気保安協会に委託）
		分析担当
		処理担当者

(3) 第二事業所運転管理委託業者

所長	副所長	電気主任技術者
		施設整備診断員
		設備主任
		機器保全
		補機類担当
		焼却運転 A～D班
		破碎班
		ピット監視
		計量
		事務・清掃

第2章 施設の概要

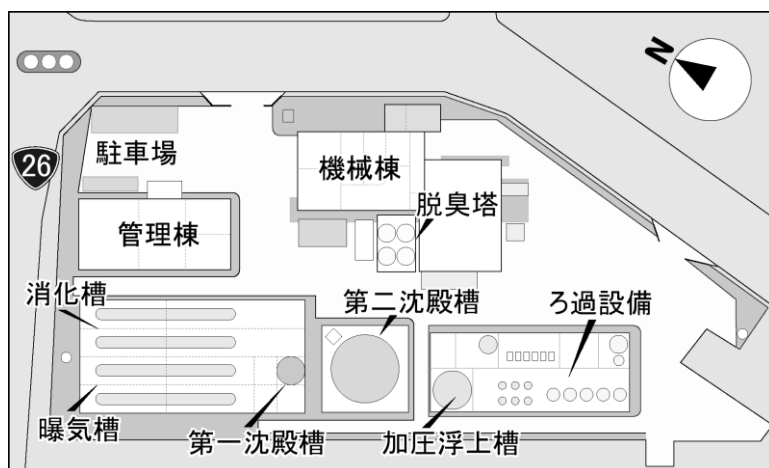
1. 第一事業所

(1) 施設概要

① 所在 〒598-0000 大阪府泉佐野市 6780 番地

② 施設
着工：昭和52年2月3日
竣工：昭和54年9月30日
総事業費：16億7,429万円
処理能力：180 kℓ/日
敷地面積：8,553 m²
処理方式：好気性消化処理方式

(2) 施設配置図

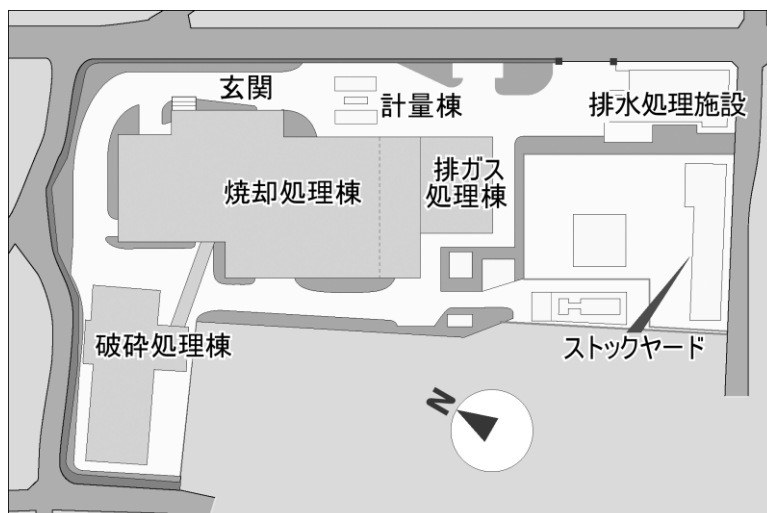


2. 第二事業所

(1) 施設概要

- ① 所在 〒598-0091 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺 290 番地 1
- ② 焼却施設 着工：昭和 58 年 2 月 8 日 竣工：昭和 61 年 3 月 31 日
総事業費：37 億 8,000 万円
処理能力：80t/24h×3 基
建築面積：2,815 m²
延床面積：4,874 m²
炉型式：全連続燃焼式
燃焼ガス冷却方式：水噴射式
給じん・灰出方式：ピット・アンド・クレーン方式
通風方式：平衡通風方式
廃棄物処理施設整備事業（排ガス高度処理対策）
着工：平成 13 年 6 月 25 日 竣工：平成 15 年 3 月 25 日
事業費：16 億 8,000 万円
除じん方式：バグフィルタ
洗煙方式：湿式ガス洗浄設備
- ③ 破碎施設 着工：昭和 57 年 7 月 5 日 竣工：昭和 58 年 3 月 31 日
総事業費：5 億 6,500 万円
処理能力：50t/5h×1 基
建築面積：753 m²
延床面積：926 m²
破碎機型式：横軸回転式
受入供給方式：ピット・アンド・クレーン方式
選別方式：鉄分・不燃分・可燃分・アルミニウム
集塵方式：サイクロンとバグフィルタの併用

(2) 施設配置図



第3章 し尿処理事業

1. し尿処理の状況

本組合第一事業所では、泉佐野市と田尻町から搬入されるし尿（生し尿・浄化槽汚泥）の処理を行っています。

搬入される生し尿量については、公共下水道整備の進捗状況に連動して減少傾向ですが、浄化槽汚泥量は増加傾向にあります。しかし全体としては、昨年度と比べ若干減少しています。し尿処理に関する実績は次のとおりです。

2. し尿処理の内容

(1) し尿処理の状況

	生し尿			浄化槽汚泥			合計	投入量	井水量	放流水量	脱水汚泥
	泉佐野 kℓ	田尻 kℓ	小計 kℓ	泉佐野 kℓ	田尻 kℓ	小計 kℓ					
H29.4	3,478.4	45.0	3,523.4	3,260.3	70.6	3,330.9	6,854.3	6,332.9	61,990	68,323	157,170
H29.5	3,482.6	57.6	3,540.2	3,624.9	48.2	3,673.1	7,213.3	6,412.1	52,947	59,359	171,670
H29.6	3,538.4	41.4	3,579.8	3,269.0	38.4	3,307.4	6,887.2	6,505.3	55,189	61,694	167,940
H29.7	3,462.7	39.6	3,502.3	3,127.7	45.1	3,172.8	6,675.1	6,557.2	60,798	67,355	165,370
H29.8	3,482.3	52.2	3,534.5	2,502.5	36.6	2,539.1	6,073.6	5,565.6	55,548	61,114	148,180
H29.9	3,480.4	41.4	3,521.8	2,646.0	49.0	2,695.0	6,216.8	5,797.2	56,207	62,004	95,580
H29.10	3,637.3	46.8	3,684.1	2,823.0	28.6	2,851.6	6,535.7	6,430.0	43,722	50,152	162,800
H29.11	3,718.7	52.2	3,770.9	3,147.2	63.4	3,210.6	6,981.5	6,504.4	40,464	39,197	150,020
H29.12	3,547.6	50.4	3,598.0	3,036.5	40.7	3,077.2	6,675.2	6,253.0	37,018	43,271	96,700
H30.1	3,456.8	44.5	3,501.3	2,883.5	31.7	2,915.2	6,416.5	5,874.4	38,000	43,874	148,970
H30.2	3,240.5	41.4	3,281.9	2,984.7	26.8	3,011.5	6,293.4	5,464.8	43,252	48,717	174,300
H30.3	3,439.0	44.5	3,483.5	3,578.4	41.5	3,619.9	7,103.4	6,457.2	57,406	63,863	219,890
平成29年度	41,964.7	557.0	42,521.7	36,883.7	520.6	37,404.3	79,926.0	74,154.1	602,541	668,923	1,858,590
平成28年度	41,880.0	565.2	42,445.2	36,387.4	548.7	36,936.1	79,381.3	73,694.6	710,298	776,483	1,740,250
平成27年度	45,107.7	601.2	45,708.9	35,029.4	658.1	35,687.5	81,396.4	75,397.8	615,326	690,724	1,845,860

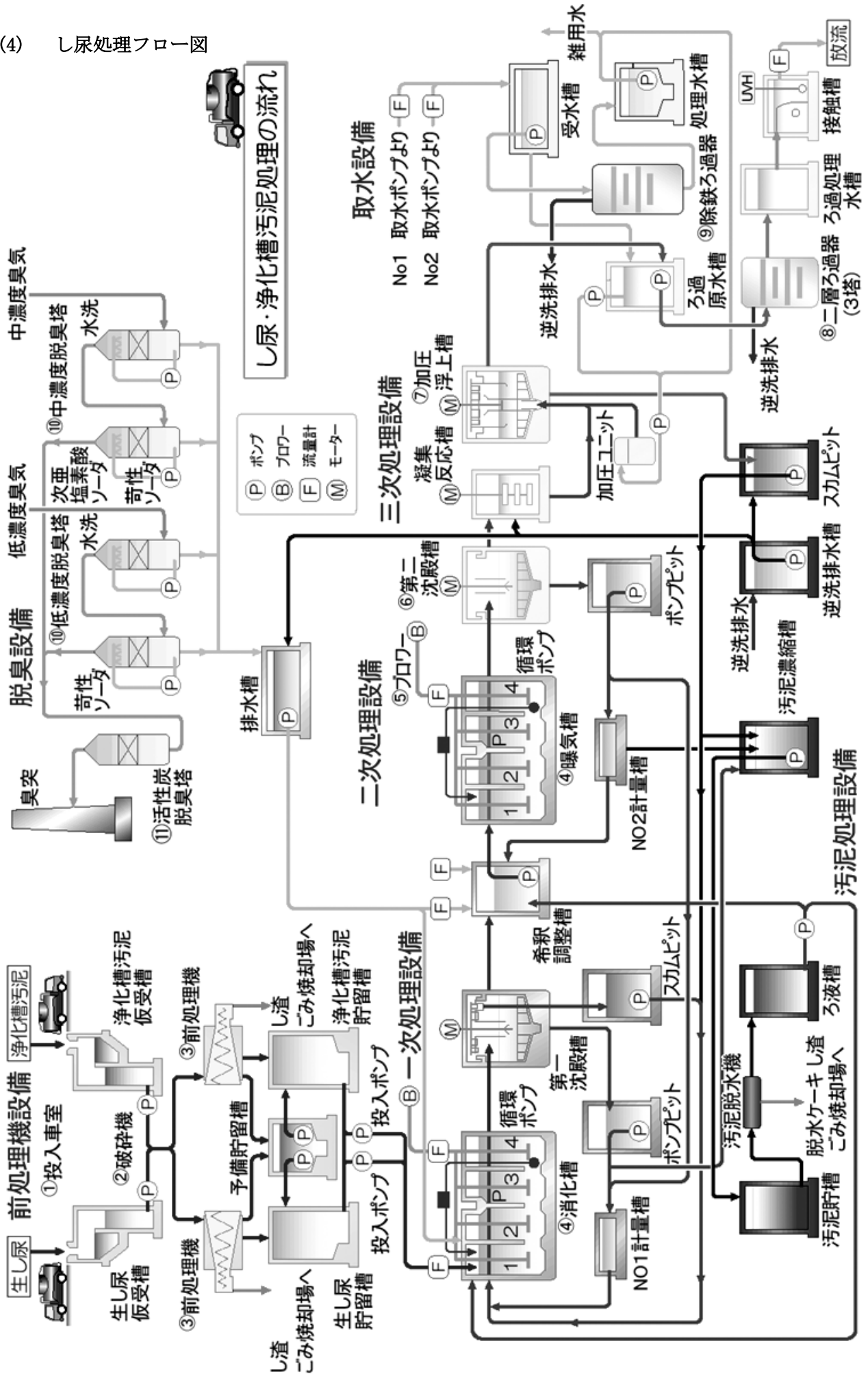
(2) 薬品・電力使用量

	次亜塩素酸ソーダ kg	苛性ソーダ kg	硫酸バンド kg	脱水I剤 kg	脱水II剤 kg	凝集剤 kg	消泡剤 kg	消臭剤 ℓ	電力 kWh
H29.4	5,114	4,263	10,131	3,288	120	75	0	18	209,044
H29.5	5,234	4,748	10,437	3,414	150	75	0	18	200,285
H29.6	5,356	4,133	9,284	3,600	150	60	0	36	198,096
H29.7	5,575	4,994	10,278	3,434	130	75	0	36	213,520
H29.8	5,169	5,223	9,416	2,746	110	45	0	18	198,005
H29.9	5,380	7,227	10,664	2,008	80	75	0	18	192,523
H29.10	5,643	6,510	10,515	2,304	120	75	0	36	192,169
H29.11	5,016	5,788	9,857	2,474	100	45	0	18	178,031
H29.12	4,811	4,579	8,934	1,560	70	60	0	36	187,322
H30.1	5,214	5,045	10,176	2,650	100	60	18	36	192,519
H30.2	4,858	6,369	10,597	3,890	130	105	18	18	196,906
H30.3	6,240	2,077	11,408	3,246	160	75	0	36	204,297
平成29年度	63,792	60,956	121,697	34,614	1,420	795	36	324	2,362,717
平成28年度	60,140	49,062	103,254	37,757	1,410	645	0	306	2,436,636
平成27年度	59,210	60,892	116,322	48,143	1,340	810	373	360	2,456,020

(3) し尿処理に係る水質データ

	放流水質									
	BOD(mg/ℓ) 基準：10>		COD(mg/ℓ) 基準：20>		全窒素(mg/ℓ) 基準：20>		全りん(mg/ℓ) 基準：2>		pH 基準：5.8~8.6	
	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	最小	最大
H29.4	1.8	2.3	11.613	21.799	1.152	6.722	0.072	0.250	6.4	6.8
H29.5	1.9	2.8	7.918	14.338	0.738	4.079	0.050	0.118	6.3	6.6
H29.6	2.9	4.8	8.170	14.210	0.222	2.122	0.021	0.093	6.4	6.6
H29.7	0.9	1.6	10.648	17.909	1.880	8.350	0.070	0.240	6.3	6.9
H29.8	3.0	3.7	10.704	18.140	7.310	22.400	0.080	0.240	6.3	6.6
H29.9	1.2	2.0	9.452	15.786	14.052	33.628	0.103	0.212	6.4	6.9
H29.10	1.8	2.6	7.337	12.252	9.661	20.720	0.119	0.822	6.4	6.9
H29.11	1.3	1.9	1.906	10.328	3.639	8.615	0.057	0.331	6.3	6.8
H29.12	1.1	1.7	5.552	11.448	6.406	24.868	0.032	0.068	6.3	6.9
H30.1	1.5	4.4	6.114	11.374	1.450	9.219	0.083	0.485	6.3	7.0
H30.2	1.3	1.8	6.793	15.646	8.768	21.379	0.073	0.170	6.2	7.1
H30.3	5.1	6.8	10.500	11.800	12.740	27.575	0.056	0.275	6.2	6.9
平成29年度	2.0	6.8	8.059	21.799	5.668	33.628	0.068	0.822	6.2	7.1
平成28年度	1.8	6.1	3.18	8.55	1.48	14.17	0.043	0.421	6.1	7.6
平成27年度	1.1	3.0	4.94	12.12	2.25	14.27	0.027	0.295	6.0	7.5

(4) し尿処理フロー図



第4章 ごみ処理事業

1. ごみ処理の状況

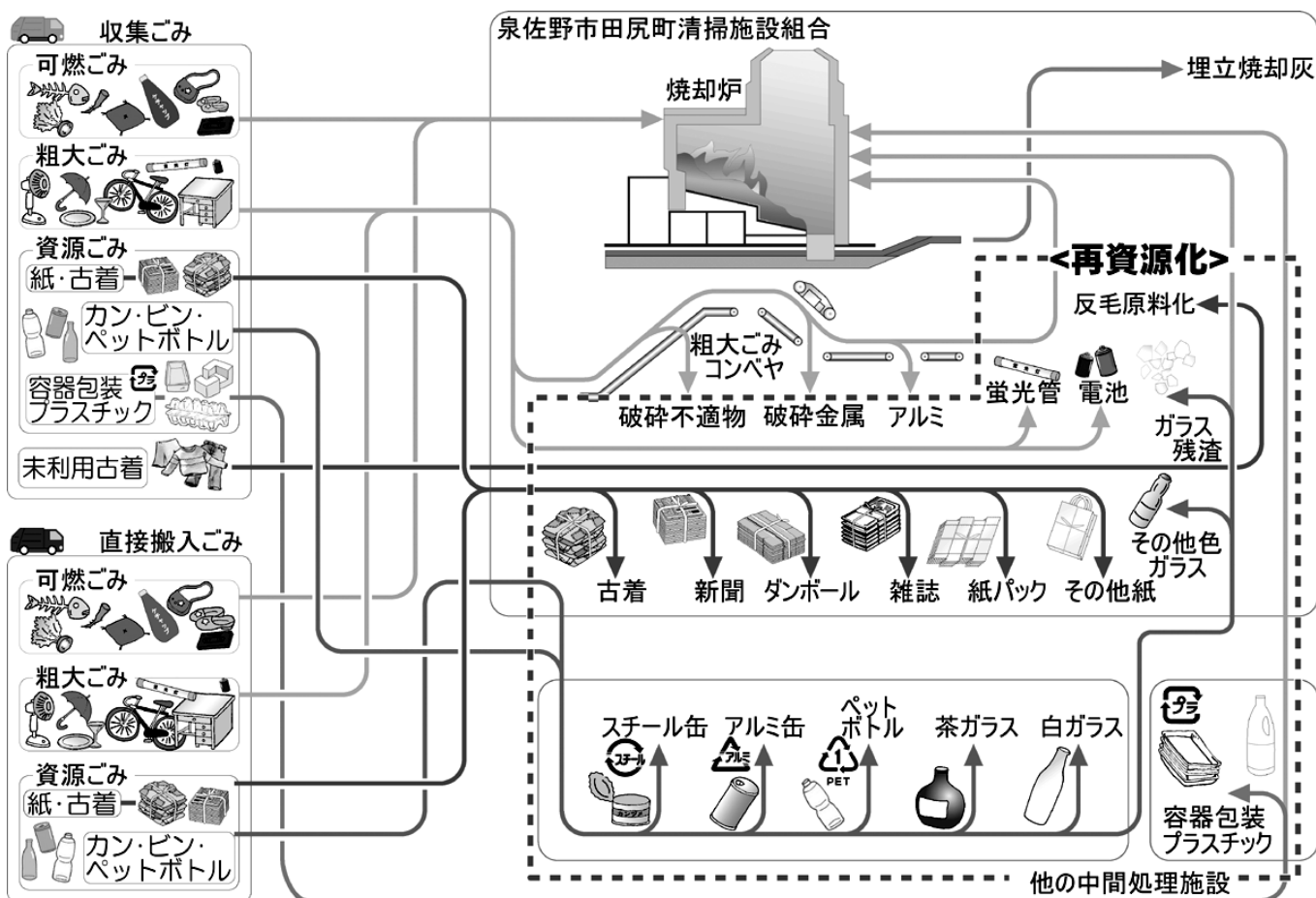
本組合第二事業所では、泉佐野市と田尻町から排出される一般廃棄物(カン・ビン・ペットボトル・容器包装プラスチックを除く)の処理を行っています。施設内には、可燃ごみを処理する焼却処理施設、粗大ごみを処理する破碎施設、紙類・古着類などを分別し、一時的に貯めておく資源ごみのストックヤードがあります。

焼却処理された後の焼却灰は大阪湾の管理型処分地にて埋立処分され、ストックされた資源ごみは再資源化業者によって再資源化されます。

本組合に搬入されるごみ量は平成12年度をピークに年々減少を続けてきましたが、平成28年度からは微増に転じ、今後の推移に注意し適切な対応策が必要になると考えられます。ごみ処理に関する内容は次のとおりです。

2. ごみ処理の内容

(1) ごみ分別処理フロー図



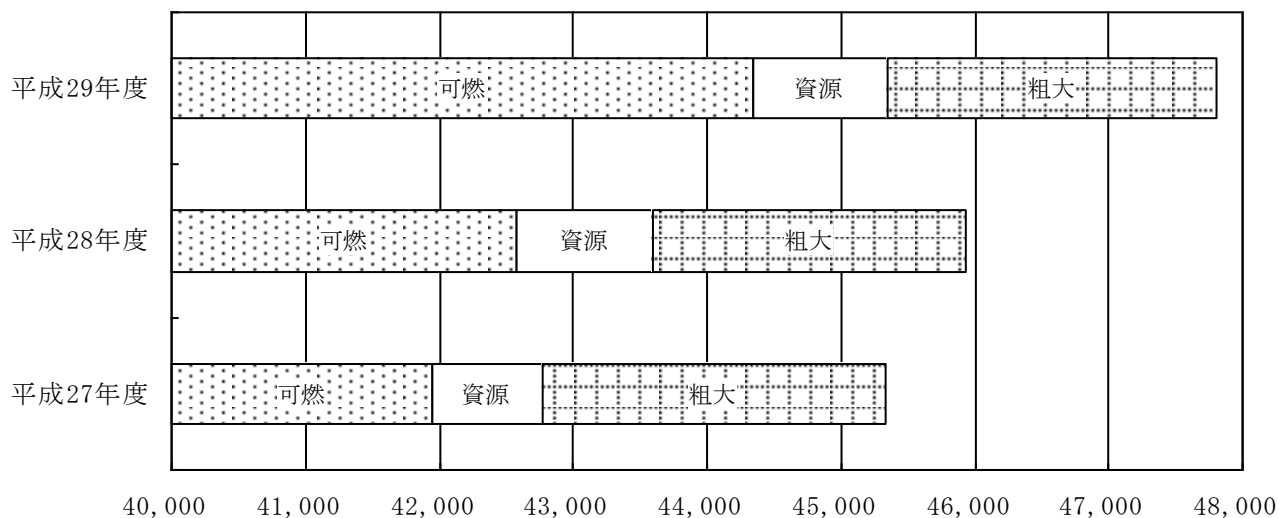
(2) ごみ搬入量の推移

単位：t

	ごみ 搬入量	泉佐野市+田尻町			泉佐野市			田尻町			直接搬入		
		可燃	資源	粗大	可燃	資源	粗大	可燃	資源	粗大	可燃	資源	粗大
H29.4	3,874.64	3,554.04	108.71	211.89	2,550.87	98.62	64.90	144.14	7.93	1.94	859.03	2.16	145.05
H29.5	4,303.83	3,994.26	85.17	224.40	2,906.47	75.88	61.21	170.96	6.94	3.09	916.83	2.35	160.10
H29.6	3,939.90	3,672.98	69.56	197.36	2,612.04	63.70	52.38	169.73	4.93	3.45	891.21	0.93	141.53
H29.7	4,273.70	3,992.58	94.42	186.70	2,787.08	87.64	46.95	173.58	5.47	2.24	1,031.92	1.31	137.51
H29.8	4,104.51	3,834.27	91.46	178.78	2,763.11	85.27	46.64	182.28	4.61	1.70	888.88	1.58	130.44
H29.9	3,947.96	3,683.81	74.23	189.92	2,665.34	69.13	61.43	153.95	4.23	2.52	864.52	0.87	125.87
H29.10	3,933.85	3,674.77	78.48	180.60	2,614.51	72.57	50.59	162.98	4.63	2.00	897.28	1.28	128.01
H29.11	4,083.99	3,776.61	89.18	218.20	2,544.58	84.03	64.57	152.97	4.05	2.40	1,079.06	1.10	151.23
H29.12	4,141.57	3,777.67	98.23	265.67	2,646.76	92.39	74.57	158.71	5.07	3.28	972.20	0.77	187.64
H30.1	3,667.05	3,425.85	74.01	167.19	2,518.36	67.86	44.02	151.50	4.89	2.78	755.99	1.26	120.39
H30.2	3,334.18	3,098.63	64.50	171.05	2,152.09	59.24	39.82	137.49	3.98	2.59	809.05	1.28	128.64
H30.3	4,200.07	3,860.57	71.17	268.33	2,687.50	65.58	69.33	157.04	4.39	7.79	992.03	1.20	191.21
平成29年度	47,805.25	44,346.04	999.12	2,460.09	31,448.71	921.91	676.59	1,915.33	61.12	35.88	10,958.00	16.09	1,747.62
平成28年度	45,933.30	42,574.08	1,018.19	2,341.03	31,081.48	930.32	646.00	1,793.85	65.99	35.56	9,698.75	21.88	1,659.47
平成27年度	45,336.93	41,954.06	822.69	2,560.18	31,192.87	725.26	713.24	1,875.38	74.81	52.52	8,885.81	22.62	1,794.42

※ 泉佐野市、田尻町で、いずれも収集された「資源ごみ」の大部分は他の中間処理施設に搬入しています。従って、本組合でのごみ搬入量が泉佐野市・田尻町のすべてのごみ排出量とはなりません。

※ 3月度については、熊取町の災害（土砂崩壊による）による可燃ごみ 34.35 t 及び粗大ごみ 8.21 t を受け入れています。よって3月度のごみ搬入量 4,200.07 t は泉佐野市、田尻町の合計 4,157.51 t に熊取町の災害によるごみ量 42.56 t を加算したものです。



(3) ごみ資源化の推移

単位：トン

	白色 ガラス	茶色 ガラス	その他 ガラス	ガラス 残渣	ペット ボトル	段 ボール	新聞	雑誌	紙 パック
H29.4	0.768	0.634	0.260	0.397	0.267	20.610	8.110	8.450	0.480
H29.5	1.371	1.132	0.160	0.764	0.477	16.190	6.190	4.100	0.430
H29.6	0.662	0.547	0.170	0.285	0.230	17.240	6.360	3.370	0.480
H29.7	0.814	0.673	0.220	0.438	0.283	16.560	5.470	2.790	0.430
H29.8	1.311	1.083	0.340	0.377	0.456	17.530	5.600	2.700	0.440
H29.9	0.621	0.513	0.110	0.642	0.216	15.280	6.070	2.440	0.450
H29.10	1.002	0.828	0.160	0.255	0.349	14.850	6.400	2.820	0.350
H29.11	1.072	0.885	0.360	0.489	0.373	17.880	7.740	3.490	0.470
H29.12	0.777	0.642	0.110	0.469	0.270	20.380	9.500	3.380	0.460
H30.1	0.846	0.699	0.270	0.540	0.294	14.980	4.940	3.670	0.250
H30.2	0.989	0.817	0.270	0.326	0.344	14.350	5.930	3.540	0.300
H30.3	1.490	1.231	0.380	0.479	0.518	17.470	6.840	6.500	0.340
平成29年度	11.723	9.684	2.810	5.461	4.077	203.320	79.150	47.250	4.880
平成28年度	8.502	7.023	2.510	5.937	2.957	218.460	80.770	46.080	6.470
平成27年度	10.184	8.412	3.180	6.086	3.542	209.550	75.330	48.220	6.440

単位：トン

	その他雑紙	古着	スチール缶 他金属	アルミ	破砕不適物	蛍光管	乾電池	未利用 古着	合計
H29.4	0.460	4.910	24.281	1.700	3.960	0.730	0.345	49.010	143.605
H29.5	0.400	7.360	29.240	2.460	0.790	0.700	0.520	33.730	113.920
H29.6	0.280	7.450	26.770	1.231	0.310	0.650	0.620	23.790	107.540
H29.7	0.000	0.000	22.760	1.020	1.300	0.000	0.000	49.880	110.810
H29.8	0.280	3.730	23.730	1.490	1.210	0.745	0.255	43.580	113.380
H29.9	0.000	4.880	24.130	0.470	0.000	0.700	0.620	31.030	106.930
H29.10	0.490	0.000	22.371	2.280	1.440	0.725	0.285	34.440	104.010
H29.11	0.000	5.280	25.630	1.500	4.190	0.710	0.610	34.200	112.890
H29.12	0.440	5.030	35.421	2.570	0.870	0.700	0.600	41.860	140.150
H30.1	0.360	5.300	20.371	0.420	1.010	0.620	0.305	30.370	93.195
H30.2	0.000	0.000	19.840	2.580	1.300	0.615	0.630	22.130	90.625
H30.3	0.000	5.980	31.950	0.731	0.800	0.715	0.315	18.010	110.608
平成29年度	2.710	49.920	306.494	18.452	17.180	7.610	5.105	412.030	1,349.663
平成28年度	3.190	35.460	284.062	15.236	17.430	7.425	4.100	399.840	1,145.452
平成27年度	2.930	32.700	306.263	20.164	12.280	5.845	3.295	206.580	961.001

※1 直接搬入された「カン・ビン・ペットボトル」は他の施設で中間処理後、再資源化されます。

※2 通常収集の「カン・ビン・ペットボトル」は本組合に搬入されないため、上記には反映されていません。

※3 「容器包装プラスチック」は本組合に搬入されないため、上記には反映されていません。

※4 「破砕不適物」とは、ベッドのスプリング部や針金など、破砕処理が困難な金属類のことです。

(4) ごみ処理に係る薬品使用量

	苛性ソーダ kg	次亜 塩素酸 ソーダ kg	薄硫酸 kg	水硫化 ソーダ kg	P. A. C kg	尿素水 kg	活性炭 kg	硫酸 第一鉄 kg	助剤 kg	凝集剤 (井水) kg	凝集剤 (排水) kg	キレート 剤 kg	消臭剤 ℓ
H29.4	98,910.00	908.00	956.04	1,743.50	175.00	3,366.00	3,340.00	375.00	14,040.00	4.00	31.60	2,299.00	34.00
H29.5	86,184.00	875.00	632.40	1,749.00	175.00	4,224.00	2,480.00	375.00	14,620.00	4.00	32.00	222.20	32.00
H29.6	68,418.00	818.00	621.24	1,468.50	125.00	3,168.00	1,500.00	500.00	12,660.00	3.00	35.70	1,859.00	45.00
H29.7	90,216.00	1,146.00	308.76	2,018.50	200.00	3,616.80	2,170.00	500.00	14,150.00	4.00	48.50	2,277.00	33.00
H29.8	88,200.00	1,049.00	398.04	2,854.50	175.00	2,521.20	2,350.00	375.00	16,410.00	5.00	48.60	2,519.00	36.00
H29.9	71,946.00	919.00	736.56	2,508.00	175.00	1,254.00	2,280.00	500.00	10,930.00	4.00	43.20	1,947.00	30.60
H29.10	89,460.00	796.00	1,153.20	2,266.00	150.00	1,927.20	1,500.00	375.00	12,066.00	4.00	46.80	2,211.00	49.00
H29.11	106,344.00	969.00	677.04	2,222.00	225.00	3,854.40	1,728.00	500.00	11,070.00	8.00	44.40	2,508.00	32.00
H29.12	108,864.00	1,025.00	1,182.96	2,271.50	200.00	4,659.60	1,798.00	500.00	12,698.00	7.00	46.00	2,530.00	36.00
H30.1	64,260.00	779.00	1,852.56	1,633.50	150.00	1,795.20	1,112.00	500.00	11,412.00	6.00	45.00	1,793.00	29.00
H30.2	89,334.00	1,120.00	1,755.84	1,721.50	175.00	5,372.40	1,775.00	375.00	14,191.00	5.00	40.20	2,299.00	29.00
H30.3	83,034.00	794.00	989.52	1,721.50	150.00	2,521.20	1,922.00	425.00	11,036.00	5.00	31.60	1,980.00	31.00
平成29年度	1,045,170.00	11,198.00	11,264.16	24,178.00	2,075.00	38,280.00	23,955.00	5,300.00	155,283.00	59.00	493.60	24,444.20	416.60
平成28年度	978,138.00	11,264.00	12,674.04	19,349.00	1,850.00	37,501.20	48,550.00	5,100.00	156,740.00	38.00	384.90	23,415.70	479.80
平成27年度	951,426.00	11,955.60	14,117.40	26,004.00	2,075.00	40,286.40	42,160.00	4,625.00	141,345.00	46.00	401.80	24,431.00	439.00

(5) ダイオキシン類測定分析結果

項目	単位	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				
		1号炉	2号炉	3号炉	平均	1号炉	2号炉	3号炉	平均	1号炉	2号炉	3号炉	平均	
焼却量	ト/h	3.11	3.28	2.93	3.11	3.13	3.04	3.04	3.07	3.15	3.14	3.22	3.17	
燃焼室温度	℃	900	900	884	895	893	902	891	895	894	908	901	901	
集じん器入口 ガス温度	℃	190	200	192	194	196	189	191	192	204	192	195	197	
排出 ガス量	湿り	25,500	22,475	21,450	23,100	25,575	25,000	21,525	24,000	23,100	26,925	26,600	22,600	25,375
	湯き	24,750	21,725	20,775	22,400	24,850	24,125	20,750	23,200	22,400	26,150	25,750	21,900	24,600
水分	%	2.9	3.3	3.2	3.2	2.9	3.5	3.7	3.4	2.9	3.2	3.1	3.0	
排ガス温度	℃	50	46	52	49	50	49	52	50	47	49	50	49	
ばいじん濃度 (O ₂ =12%換算)	mg/m ³ N	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	
塩化水素濃度 (O ₂ =12%換算)	ppm	1.0	1.6	1.3	1.3	1.4	1.6	0.7	1.2	0.8	1.0	1.2	1.0	
O ₂ 濃度	%	15.1	15.4	15.4	15.3	15.3	15.5	15.0	15.3	14.6	15.7	15.1	15.1	
CO濃度 (O ₂ =12%換算の 4時間平均)	ppm	7.3	9.0	14.0	10.1	12.5	6.1	16.4	11.7	12.2	10.0	18.0	13.4	
排ガス中の ダイオキシン類濃度 WHO-TEF2006	ng-TEQ /m ³ N	0.029	0.030	0.075	0.045	0.009	0.072	0.011	0.031	0.006	0.024	0.008	0.013	
飛灰中(ばいじん)の ダイオキシン類濃度 WHO-TEF2006	ng-TEQ /g	4.1	1.4	3.7	3.1	1.8	5.6	2.7	3.4	3.4	4.7	3.6	3.9	
焼却灰中の ダイオキシン類濃度 WHO-TEF2006	ng-TEQ /g	0.0045	0.0063	0.012	0.008	0.016	0.008	0.007	0.010	0.005	0.023	0.013	0.014	
排水中の ダイオキシン類濃度 WHO-TEF2006	pg-TEQ /L	—	—	—	0.016 H28.1.26	—	—	—	0017 H28.12.14	—	—	—	0.00028 H29.12.12	
測定日		H28.1.27	H28.1.28	H28.1.26	—	H28.12.13	H28.12.14	H28.12.15	—	H29.12.13	H29.12.14	H29.12.12	—	

※ng(ナノグラム) : 10 億分の 1g

※pg(ピコグラム) : 1 兆分の 1g

※ppm(ピーピーエム) : 100 万分の 1

※m³N(ノルマル立方メートル) : 圧力・温度により変化するガスの体積で 1 気圧 0℃を基準とする

※TEQ(Toxicity Equivalency Quantity) : ダイオキシン類は分子構造の違いにより毒性数値の表し方が異なるため、係数を用いて換算した値の単位

※WHO-TEF2006:世界保健機構(WHO)で、2006年に新しい毒性等価係数(TEF)を用いて換算した値の単位

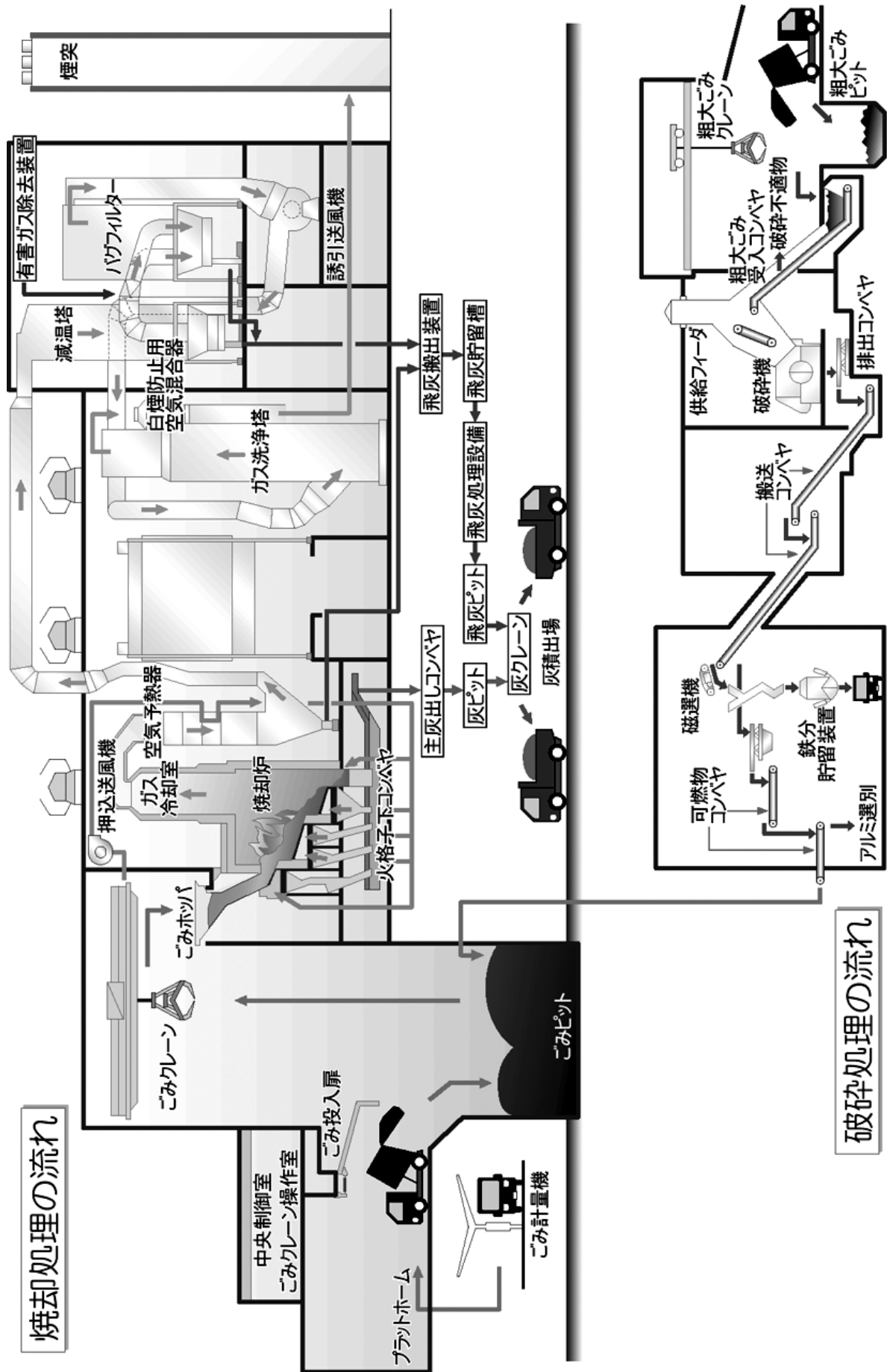
※毒性等価係数(TEF) : ダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性の強さを基準(1)としたときに、他の異性体の毒性の強さを相対的に表した換算係数

(6) 焼却炉運転に係る光熱水使用量

	焼却対象量 (^t)	焼却残渣搬出量 (^t)	上水使用量 (^m ³)	地下水使用量 (^m ³)	灯油使用量 (L)	電力使用量			稼働日数		焼却炉運転時間 (時間)
						焼却炉 (kWh)	粗大 (kWh)	合計 (kWh)	焼却炉 (日)	粗大 (日)	
H29.4	3,913.18	537.44	502	19,636	1,412.40	714,492	11,415	725,907	30	20	1,996
H29.5	4,394.32	614.36	501	19,109	227.90	703,995	12,712	716,707	31	23	1,957
H29.6	4,015.99	436.14	530	15,453	1,036.00	610,928	11,378	622,306	30	20	1,621
H29.7	4,364.34	501.70	530	21,111	929.00	769,815	11,161	780,976	31	20	2,129
H29.8	4,160.66	588.82	587	21,136	683.20	761,298	11,813	773,111	31	22	2,140
H29.9	3,968.77	430.56	587	17,567	735.70	622,050	9,601	631,651	30	17	1,654
H29.10	4,013.80	490.89	530	18,828	3,243.70	693,226	10,552	703,778	31	18	1,887
H29.11	4,144.83	598.25	530	21,429	311.10	767,359	12,510	779,869	30	22	2,160
H29.12	4,127.77	611.91	542	21,812	184.90	803,629	13,391	817,020	31	21	2,232
H30.1	3,763.26	467.55	541	14,604	2,521.10	621,359	11,730	633,089	31	20	1,564
H30.2	3,428.06	512.02	461	18,534	0.00	711,197	11,926	723,123	28	20	1,992
H30.3	4,333.35	473.56	460	17,482	3,040.90	645,575	11,429	657,004	25	16	1,710
平成29年度	48,628.32	6,263.20	6,301	226,701	14,325.90	8,424,923	139,618	8,564,541	359	239	23,033.00
平成28年度	46,718.79	6,306.60	5,740	208,012	20,008.8	8,134,550	153,070	8,287,620	347	247	21,734.00
平成27年度	46,429.16	6,434.02	6,145	233,506	19,524.0	8,308,639	156,180	8,464,819	352	254	20,423.50

※ 第一事業所で発生するし尿残渣(H29年度で1,858.59^t)や他の中間処理での再資源化に伴い発生する残渣を受け入れて、焼却対象量に加算しています。従って、ごみ搬入量よりも焼却対象量が多くなる場合があります。

(7) ごみ焼却処理、破碎処理フロー図



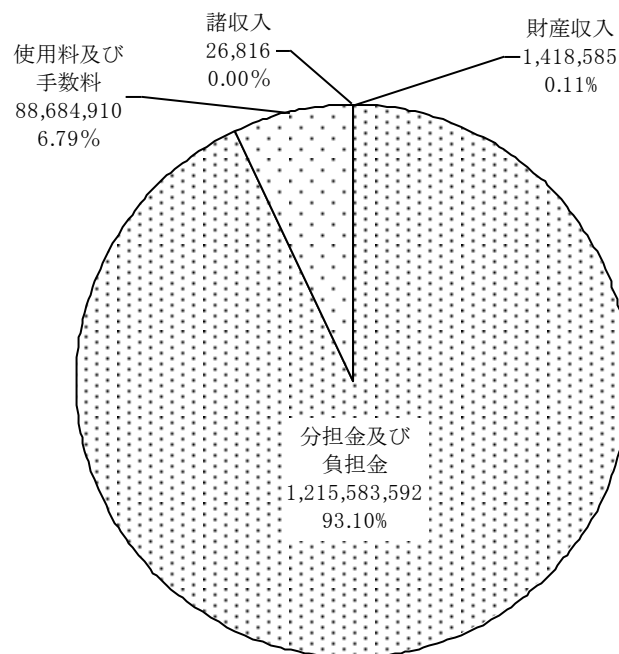
第5章 予算及び決算

1. 平成29年度一般会計決算

(1) 歳入

単位：円

款	項	予算現額A	調定額	収入済額B	不納欠損額	収入未済額	B-A
分担金及び 負担金		1,366,159,000	1,215,583,592	1,215,583,592	0	0	△150,575,408
	負担金	1,366,159,000	1,215,583,592	1,215,583,592	0	0	△150,575,408
使用料及び 手数料		82,605,000	88,684,910	88,684,910	0	0	6,079,910
	使用料	5,000	4,820	4,820	0	0	△180
	手数料	82,600,000	88,680,090	88,680,090	0	0	6,080,090
諸収入		24,000	26,816	26,816	0	0	2,816
	組合預金利子	0	0	0	0	0	0
	雑入	24,000	26,816	26,816	0	0	2,816
財産収入		1,236,000	1,418,585	1,418,585	0	0	182,585
	財産売払収入	1,236,000	1,418,585	1,418,585	0	0	182,585
歳入合計		1,450,024,000	1,305,713,903	1,305,713,903	0	0	△144,310,097



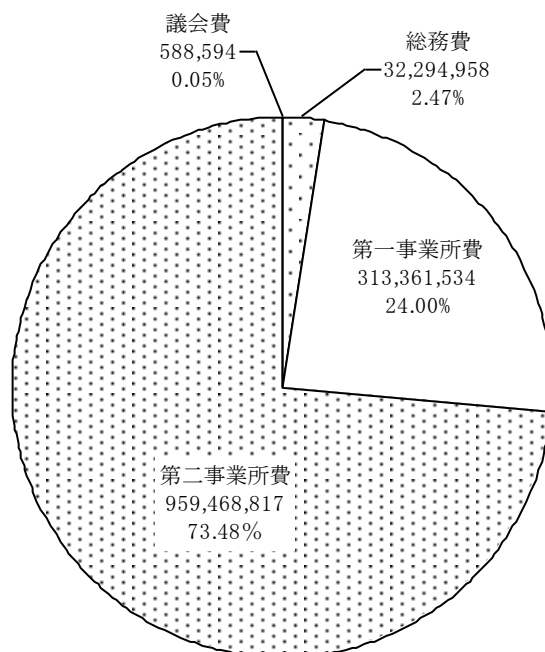
H29 歳入合計 1,305,713,903 円

(2) 歳出

単位：円

款	項	予算現額A	支出済額B	翌年度繰越額	不用額 A-B
議会費		1,910,000	588,594	0	1,321,406
	議会費	1,910,000	588,594	0	1,321,406
総務費		37,865,000	32,294,958	0	5,570,042
	総務管理費	37,717,000	32,152,958	0	5,564,042
	監査委員費	148,000	142,000	0	6,000
第一事業所費		359,732,000	313,361,534	0	46,370,466
	し尿処理費	359,732,000	313,361,534	0	46,370,466
第二事業所費		1,050,017,000	959,468,817	0	90,548,183
	塵芥処理費	1,050,017,000	959,468,817	0	90,548,183
	塵芥処理場建設費	0	0	0	0
公債費		0	0	0	0
	公債費	0	0	0	0
予備費		500,000	0	0	500,000
	予備費	500,000	0	0	500,000
歳出合計		1,450,024,000	1,305,713,903	0	144,310,097

① 目的別



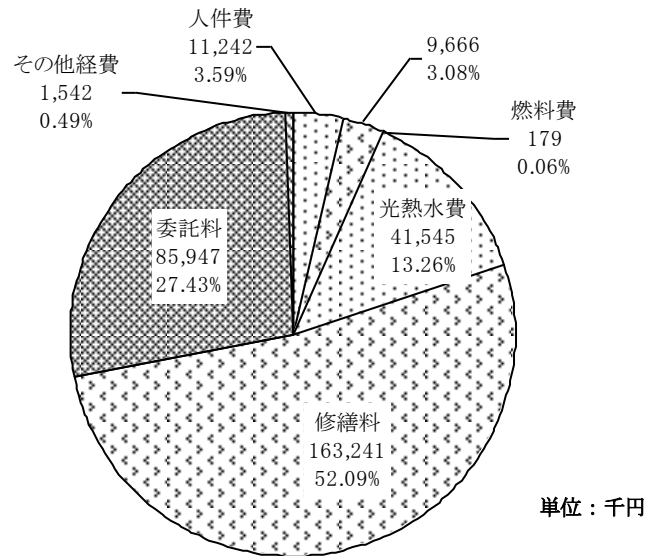
単位：円

H29 歳出合計（目的別）1,305,713,903 円

② 第一事業所費経費内訳

単位：千円

人件費	11,242
消耗品費	9,666
燃料費	179
光熱水費	41,545
修繕料	163,241
委託料	85,947
その他経費	1,542
合計	313,362

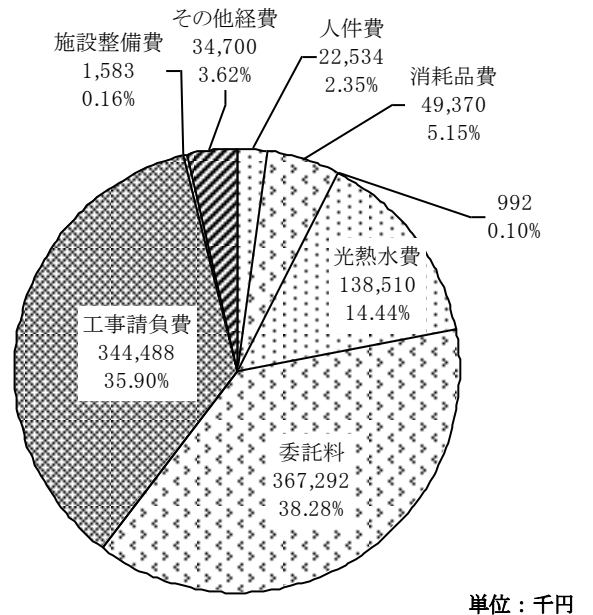


第一事業所費経費合計 313,362 千円

③ 第二事業所費(公債費含む)経費内訳

単位：千円

人件費	22,534
消耗品費	49,370
燃料費	992
光熱水費	138,510
委託料	367,292
工事請負費	344,488
公債費	0
施設整備費	1,583
その他経費	34,700
合計	959,469



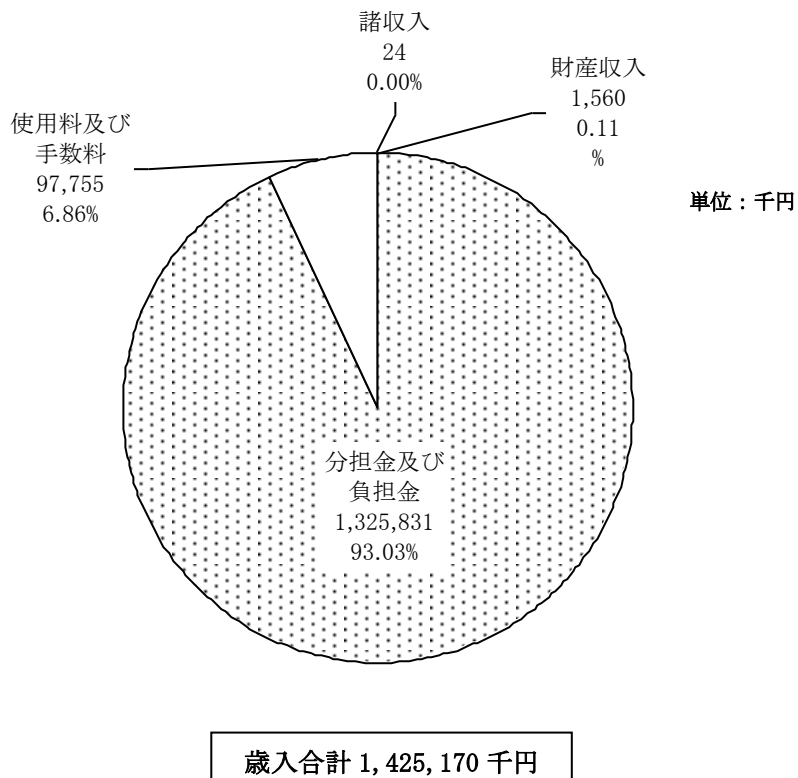
第二事業所費経費合計 959,469 千円

2. 平成30年度一般会計予算

(1) 歳入

単位：千円

款	平成30年度 予算額A	平成29年度 予算額B	A-B
分担金及び負担金	1,325,831	1,366,159	△40,328
使用料及び手数料	97,755	82,605	15,150
諸収入	24	24	0
財産収入	1,560	1,236	324
歳入合計	1,425,170	1,450,024	△24,854

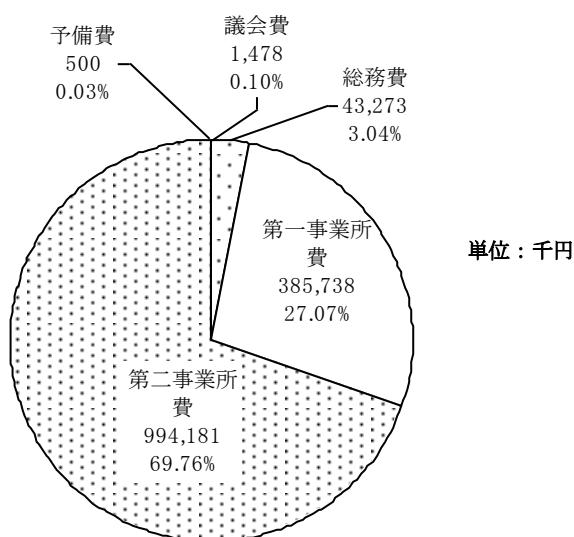


(2) 歳出

① 目的別

単位：千円

款	平成 30 年度 予算額 A	平成 29 年度 予算額 B	A - B	平成 30 年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
議会費	1,478	1,910	△432	0	0	0	1,478
総務費	43,273	37,865	5,408	0	0	0	43,273
第一事業所費	385,738	359,732	26,006	0	0	0	385,738
第二事業所費	994,181	1,050,017	△55,836	0	0	97,750	896,431
公債費	0	0	0	0	0	0	0
予備費	500	500	0	0	0	0	500
歳出合計	1,425,170	1,450,024	△24,854	0	0	97,750	1,327,420

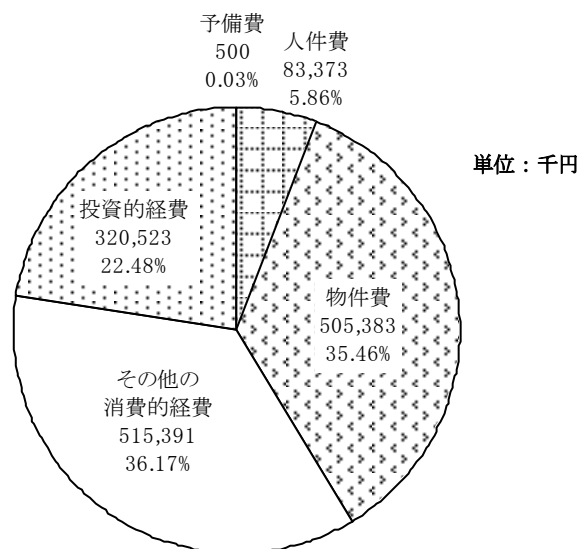


歳出合計 (目的別) 1,425,170 千円

② 性質別

単位：千円

人件費	83,373	
物件費	505,383	
その他の消費的経費	515,391	
投資的経費	320,523	
公債費	0	
予備費	500	
歳出合計	1,425,170	



歳出合計 (性質別) 1,425,170 千円

参考

泉佐野市田尻町清掃施設組合格約

昭和 40 年 5 月 24 日許可
大阪府指令第 186 号

改正 昭和 41 年 2 月 28 日 許可
平成 19 年 1 月 25 日 許可
平成 24 年 6 月 29 日 届出
平成 29 年 10 月 13 日 届出

第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、泉佐野市田尻町清掃施設組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、大阪府泉佐野市および泉南郡田尻町（以下「組合市町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、じんかい焼却場およびし尿処理場の設置、管理および経営についての事務を共同処理する。

(組合事務所の所在地)

第 4 条 組合の事務所は、泉佐野市 6780 番地に置く。

第 2 章 組合の議会

(組合の議会の組織)

第 5 条 組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員の定数は、10 人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

泉佐野市 6 人

田尻町 4 人

(議員の選挙)

第 6 条 組合議会の議員は、組合市町の議会の議員の中から当該市町の議会において選挙する。

2 組合議会の議員の選挙を行なうときは、管理者は、その旨を組合市町の長に通知しなければならない。

3 前項の通知があったときは、組合市町の長は、組合市町の議会に対し選挙を行なうよう通知しなければならない。

4 選挙が終わったときは、組合市町の長は、ただちにその結果を管理者に通知しなければならない。

第 7 条 組合議会の議員に欠員が生じたときは、その組合議員の属している組合市町は、ただちに補欠選挙を行なわなければならない。

2 前項の選挙については、前条の規定を準用する。

(議員の任期)

第 8 条 組合議会の議員の任期は、組合市町の議会の議員としての任期による。

(議長および副議長の選出)

第 9 条 組合議会は、組合議会の議員の中から議長および副議長各 1 人を選出しなければならない。

2 議長および副議長の任期は、組合議会の議員の任期による。

第 3 章 組合の執行機関

(管理者)

第 10 条 組合に管理者を置く。

2 管理者は、泉佐野市長をもって充てる。

3 管理者の任期は、泉佐野市長としての任期による。

(副管理者及び会計管理者)

第 11 条 組合に副管理者を置く。

2 副管理者は、田尻町長をもって充てる。

3 副管理者の任期は、田尻町長としての任期による。

4 組合に会計管理者を置く。

- 5 会計管理者は、泉佐野市の会計管理者をもって充てる。
(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が、組合議員及び識見を有する者のうちから、これを選任する。この場合において、組合議員のうちから選任する監査委員の数は1人とし、選任に当たっては組合議会の同意を得ることとし、識見を有する者のうちから選任する監査委員は、識見を有する者のうちから選任された田尻町の監査委員(以下「田尻町の監査委員」という。)をもって充てる。
- 3 監査委員の任期は、組合議会の議員又は田尻町の監査委員としての任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行なうことを妨げない。
(職員)

第13条 組合に職員を置く。

- 2 前項の職員は、管理者が任免する。
- 3 第1項の職員の定数は、条例で定める。

第4章 組合経費の支弁

(経費の支弁方法)

第14条 組合の経費は、組合市町の負担金その他の収入をもって支弁する。

- 2 前項の負担金の負担割合は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。
- | | |
|------------------------|------|
| (1) じんかい焼却場の維持管理に関する経費 | 人口割 |
| (2) し尿処理場の維持管理に関する経費 | 搬入量割 |
| (3) 組合議会その他総務に関する経費 | 人口割 |
- 3 前項の人口割に用いる人口は、毎年度その年度の初日の属する年の前年の12月末日現在における組合市町の住民基本登録人口とし、搬入量割に用いる搬入量は、毎年度その年度の前年度中にし尿処理場に搬入された組合市町の搬入量とする。

付 則

- 1 この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。
- 2 この規約によりはじめて組合管理者が選挙されるまでの間泉佐野市長が組合管理者の職務を行なうものとする。
- 3 じんかい焼却場の新設およびし尿処理場の買収に要する経費の負担は、第14条第2項の規定にかかわらず、総額の100分の10を均等割とし、100分の90を昭和40年3月31日現在における組合市町の住民登録人口によりあん分する。

付 則(昭和40年10月7日議決)

この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。ただし、第11条及び第13条第1項の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、変更後の泉佐野市田尻町清掃施設組合同規約第11条の規定は適用せず、変更前の泉佐野市田尻町清掃施設組合同規約第11条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成24年6月29日届出)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 変更後の第14条第3項の規定は、平成25年度以後の年度分の負担金について適用し、平成24年度分までの負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成29年10月13日届出)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

